

作業計画書（振動工具使用）

No. \_\_\_\_\_

作成年月日 令和 2年12月 21日  
 第 回改訂年月日 令和 年 月 日  
 計画作成者 [Redacted]  
 作業者名 [Redacted]

事業場名	海陽町森林整備事業（間伐）	
作業内容	個人 切捨間伐 スギ・ヒノキ 2.37ha	
作業場所 (林班図を添付)	海部郡海陽町相川字中野175外4	
①振動工具を使用した作業	工具名 フェンソー（スチール）	3軸合成値 2.7 m/s <sup>2</sup>
	点検・整備（令和 3年 1月20日 結果： 2.7 m/s <sup>2</sup> ）	
②振動工具を使用した作業	工具名 フェンソー（スチール）	3軸合成値 2.7 m/s <sup>2</sup>
	点検・整備（令和 3年 1月20日 結果： 2.7 m/s <sup>2</sup> ）	
③振動工具を使用した作業	工具名 フェンソー	3軸合成値 3.6 m/s <sup>2</sup>
	点検・整備（令和 3年 1月20日 結果： 2.7 m/s <sup>2</sup> ）	
④振動工具を使用した作業	工具名 フェンソー	3軸合成値 3.6 m/s <sup>2</sup>
	点検・整備（令和 3年 1月20日 結果： 2.7 m/s <sup>2</sup> ）	
作業の計画	<p>連続作業時間10分で合計時間は1日に120分とする。</p> <p>一日の作業時間は、機体又は取扱説明書に表示の「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値（以下3軸合成値）」により厚生労働省通達による。                  1) 10m/s<sup>2</sup>より小さい場合、1回の連続作業時間は、10分以内、一日の作業時間は2時間以内。                  2) 10m/s<sup>2</sup>より大きい場合、1回の連続作業時間は、10分以内、一日の作業時間は次式で算出。  <math>T=200 \div (a \times a)</math> : 時間 (T:一日の最大作業時間、a: 3軸合成値)</p> <p>※ 振動工具を使用する作業時間、振動ばく露時間、作業の休止時間等の内容を具体的に記入のこと。</p>	
日振動ばく露時間A(8)	No1(2.1m/s <sup>2</sup> )、No2(1.8m/s <sup>2</sup> )、No3(2.4m/s <sup>2</sup> ) 合計の日振動ばく露量3.7m/s <sup>2</sup>	
令和 2年 12月 21日		
作業指示者氏名 事業課長 [Redacted]		
<p>作業上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 振動ばく露時間を厳守のこと。</li> <li>2 一連続作業時間、休止時間を厳守のこと。</li> <li>3 保護具（防振手袋など）を着用のこと。</li> <li>4 使用中に使用開始時などより大きな振動が発生していると感じたときは、使用を止め速やかに作業指示者まで連絡のこと。</li> </ol>		
<p>その他注意</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 単独では作業しないこと。</li> <li>2 体調に異常を感じた時は、直ちに作業を中止し、最寄りの人に相談すること。</li> </ol>		